

# Web

ウェブ  
みやぎ

## 第48号

### 2021.12月号

Webみやぎ(第48号)

発行所/建設連合 宮城県建設組合  
〒980-0802 仙台市青葉区二日町16番1号  
二日町東急ビル5F  
TEL.022-264-4221 FAX.022-265-9460

## インボイス講習会 開催

令和5年10月1日より、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が開始されます。

インボイス制度に関しましては、テレビやネット上で社会への影響を懸念する声が上がっており、当組合にも制度による不安の声をいただくことがございました。その為、当組合では組合員にインボイス制度の正しい知識と制度を理解していただく為に、令和3年11月15日に宮城県管工事会館9階大会議室にて『2021年インボイス制度講習会』の開催を、仙台国税局軽減税率・インボイス制度係の國分真央様をお招きして開催いたしました。

初めに、建設連合・宮城県建設組合理事長の黒島一生より、『この講習会を通して、インボイス制度とは何なのか、今後どう対応していけば良いのかの判断材料になれば幸いです。』との挨拶の後、講習会は始まりました。

インボイス制度とは、令和5年10月1日から買い手側が仕入税控除要件の請求書等に関して、従来の保存方式から適格請求書(いわゆるインボイス制度)等の保存方式に変更となる制度になります。

これにより、売り手側が適格請求書の発行を買い手側から求められた

際には発行しなければならなくなります。

適格請求書を発行できる適格請求書発行者になる為には、税務署へ登録申請を行い、登録番号を取得しなければなりません。また、課税売上高が1000万円以下の免税事業者の場合も、適格請求書を発行する場合は、登録申請を行い、課税事業者となる事で可能となります。

なお、税務署への登録申請は令和3年10月1日から開始しております。

講習会では、インボイス制度に関する基本的な説明から始まり、売手買手の留意点、免税事業者の登録申請に関してや、インボイス制度の特設ホームページの紹介を説明いたしました。

講習後の質疑応答では、『免税事業者は税務署へ登録申請を行った時点で課税事業者となってしまうのか。』という質問に対して、『今回の登録申請はあくまで令和5年10月1日から始まるインボイス制度に向



けての登録になるので、今、登録した所ですぐに課税事業者になると言うわけではない』との回答をいただきました。

その他に『買手側(元請など)が適格請求書の発行を求めてきた場合、発行が出来ない事業所は、買手側から下請け切りにあつてしまうのではないのか。』という質問には、『インボイス制度を理由とした一方的な下請け切り等はその事由毎で各関係法律違反にあたるため、基本行う事は



できない。』との回答をいただきました。その他、多くの質問をいただき時間の許す限り、質疑応答を行いました。

閉会後も講師へ質問される方がおり、今回の講習会を通して、漠然としていたインボイス制度という物がどういった物なのか理解できたのではないかと思います。

今回参加できなかった方でもインボイス制度に対して問合せのできるコールセンターや特設サイト、オンライン説明会（アーカイブはYouTubeで公開）なども行っているとの事で、興味がある方は是非ご利用ください。

**国民健康保険料  
領収証明書発行について**

建設連合国民健康保険料を振込や自動引落にて入金された方は、令和3年1月から12月までに納入された国民健康保険料領収証明書及び組合費領収証明書を令和3年1月中旬から2月上旬にかけて発送致します。

納入の遅延や10日の引落ができな  
い場合は、年内の入金扱いになりま  
せん。

国民健康保険料領収証明書は国民  
健康保険料と介護保険料を合算した  
金額になります。

**宮城県支部からの  
お知らせ**

**国民健康保険料  
領収証明書発行について**

建設連合国民健康保険料を振込や自動引落にて入金された方は、令和3年1月から12月までに納入された国民健康保険料領収証明書及び組合費領収証明書を令和3年1月中旬から2月上旬にかけて発送致します。

納入の遅延や10日の引落ができな  
い場合は、年内の入金扱いになりま  
せん。

国民健康保険料領収証明書は国民  
健康保険料と介護保険料を合算した  
金額になります。

**特設サイト**

**説明会サイト**

【インボイスコールセンター】  
電話：0120-205-553  
受付時間／9時00分～17時00分（土日を除く）

**若年層  
加入促進  
キャンペーン**

建設連合国民健康保険組合宮城県支部では、建設連合・宮城県建設組合の協力の下、令和3年度末まで延長することになりました。組合員として紹介された方が建設国保に加入した場合、紹介者と加入者にクオカードを進呈するキャンペーンの継続を行っています。

組合員の皆様のご協力で、当支部に於いては若年者の加入率が他地域より高く、50歳未満の組合員の加入率が約54%（令和3年11月1日時点）を超えています。

しかしながら、10代20代の加入者が未だまだ、少ないのが現状です。若年層の加入促進には組合員の皆様のご協力が不可欠です。

この機会に、一人でも多くの組合員のご紹介をお願い申し上げます。



建設連合国民健康保険組合宮城県支部では、建設連合・宮城県建設組合の協力の下、令和3年度末まで延長することになりました。組合員として紹介された方が建設国保に加入した場合、紹介者と加入者にクオカードを進呈するキャンペーンの継続を行っています。

組合員の皆様のご協力で、当支部に於いては若年者の加入率が他地域より高く、50歳未満の組合員の加入率が約54%（令和3年11月1日時点）を超えています。

しかしながら、10代20代の加入者が未だまだ、少ないのが現状です。若年層の加入促進には組合員の皆様のご協力が不可欠です。

この機会に、一人でも多くの組合員のご紹介をお願い申し上げます。

**スマートフォンによる  
特定健康診査集団健診  
申込が可能に**

令和3年度第2回特定健康診査集団健診よりスマートフォンによる集団健診のお申し込みができるようになりました。

今年度 第4回目は、  
**令和4年1月23日に開催をします。**

集団健診の日程はすべて日曜日になります。集団健診日に健診ができない場合は平日（月曜日から土曜日）に受けることもできます。

当国保組合など医療保険者には40歳から74歳の被保険者を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を目的とした「特定健康診査・特定保健指導」を実施することが、国から義務づけられています。宮城県支部が主催する健診は国が定める健診項目よりも充実した内容になっております。

組合員及び家族の皆さまが健康に1年を過ごすためにも、年に一度積極的に受診をお願いします。

なお、特定健診の結果、生活習慣の見直しが必要な場合は保健師等が改善のサポートをする特定保健指導を受けていただきます。

特定健診、特定保健指導ともに費用は無料で、難しいことは何もありませんので気軽に受けてください。

# 建設連合国民保組合加入資格の再確認について

建設連合国民健康保険では2年に1度の保険証更新時に加入資格の再確認調査を実施します。調査では、個人事業主及び一人親方の皆様は、客観的証拠書類として「令和3年分確定申告B」のコピーを提出していただきます。

5人未満の個人事業所にお勤めの従業員の方は、事業主の証明がある雇用証明書と源泉徴収票を提出していただきます。

確定申告の確認事項は次の通りです。

★ 職業欄に業種を記入しているか。

※ 職業欄を「建設業」と申告した場合、当組合の加入資格30業種に当てはまるかが確認できませんのでご注意ください。

★ 収入を営業所得で申告しているか。

※ 給与所得に所得が記載してある場合は事業所の従業員とみなされます。

★ 申告書に税務署の受付印が押されているか。

※ 電子申告の場合は電子申告を終了した証明書も併せて添付してください。

※ 郵送で確定申告をする際は本人控えも一緒に送付し、返信用封筒を同封することで受付印の押された控えが手元に戻ってきますので、そのように手続きしてください。

書類の提出ができない場合は当組合の資格が無いとの判断となり保険証を更新する事ができなくなりますのでご注意ください。

## 提出していただく書類の選択方法

### あなたの現在の状況は？

**従業員** → 提出書類は以下の3点です

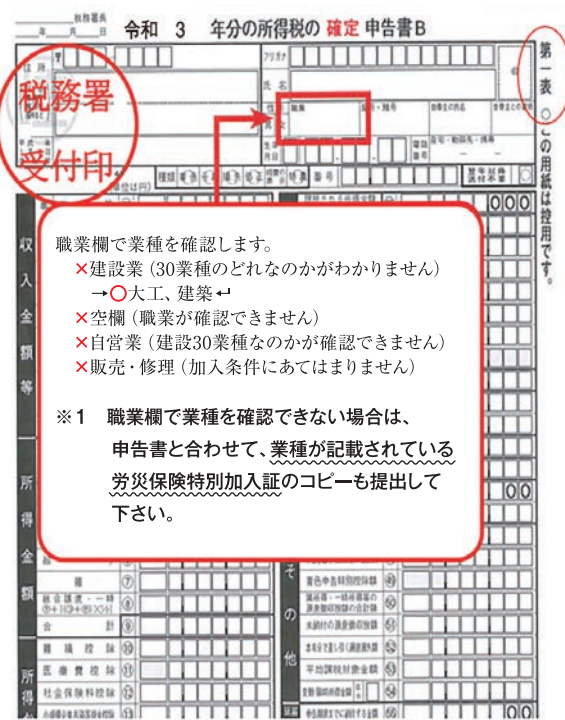
- ① 源泉徴収票のコピー
- ② 雇用証明書
- ③ 確認票 (同封の黄色 または白の用紙)

**一人親方・個人事業主** ↓ 提出書類は以下の2点です

- ① 確定申告書 (B) のコピー ※1
- ② 確認票 (同封の黄色 または白の用紙)

◎ 受付印は押されていますか？  
◎ インターネット申告であれば、申告受付日時と受付番号が印字されていますか？

インターネット申告の場合は申告受付日時と受付番号が印字されます。



**〈コピーする際の注意事項〉**

- 申告書をコピーする際は、一部分ではなく、**第一表の全部**をコピーして下さい。
- 金額を伏せたい場合は1,000円以上のケタを塗りつぶし、**下3ケタは塗りつぶさない**ようにして下さい。(全ての項目の金額について)
- 税理士や申告会などを通して申告する方は、税理士署名欄や申告会等の**押印があるページ**のコピーも提出して下さい。

申告書(コピー)は、全面(第一表の全部)を提出して下さい

# 新型コロナウイルス感染症対策

## 感染リスクが高まる「5つの場面」

### 場面①

#### 飲酒を伴う懇親会等



- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

### 場面②

#### 大人数や長時間におよぶ飲食



- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

### 場面③

#### マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



### 場面④

#### 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



### 場面⑤

#### 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



建設連合国民健康保険組合に加入できる資格は、個人事業主、又は個人事業主の事業所に勤務する従業員数が五人未満の従業員です。従って、法人に勤務する従業員は加入できません。

● 各種申請やご不明な点があれば、支部へご連絡ください。営業時間は平日午前9時から午後5時までです。

当組合では、年末年始休業を以下の通りとします。  
令和3年12月29日～  
令和4年1月5日  
※令和4年1月6日から通常営業をします。



### 年末年始休業について

国保保険料  
(組合費含)は  
**毎月10日**  
が納期です

■ 保険料(組合費含む)は期日までに保険料(組合費含む)は毎月10日までに納入することになっています。納入が確認できないときは、保険給付や保険事業による補助を受けられない場合があります。